

第5次上越市行政改革推進計画

【平成27年度～平成30年度】

平成27年2月



【第5次上越市行政改革推進計画の策定について】

■ 第5次上越市行政改革推進計画の位置付け

- ・ 第5次上越市行政改革大綱に示した内容を、着実かつ集中的に推進するための具体的な取組を示したアクションプラン（実施計画）として策定する。

■ 計画期間

- ・ 計画期間は、平成27年度から平成30年度までの4年間とする。

■ 推進計画の構成

- ・ 取組項目ごとに現状と課題を整理し、その課題の解消・解決に向けた年度別の取組内容を明示する。平成30年度の到達目標については、可能な限り定量化を図る。

■ 推進体制（進捗管理）

- ・ 市長を本部長とする行政改革推進本部において、本計画の進捗状況の把握を行う。
- ・ なお、毎年度の検証結果を踏まえ、必要に応じて新たな取組の追加や推進状況にあわせた取組内容の見直しを行うなど推進計画を修正し、その時々の状況に応じた最適な手法により行政改革を推進する。

■ 進捗状況の公表等

- ・ 本計画の進捗状況については、広報上越及び市ホームページ等により公表するとともに、市議会に報告を行う。

《目次》

1 財政の健全化	…	3 人材育成・組織風土の改革
(1) 歳出構造の見直し	… 1	(1) 定員の適正化及び組織の見直し
(2) 歳入確保の取組推進	… 3	(2) 人材育成の推進
(3) 公営企業等の健全経営	… 4	… 13
2 行政運営システムの見直し	…	4 「新しい公共」の創造・推進
(1) マネジメントシステムの強化	… 8	(1) 地域自治の推進
(2) 民間活力の活用	… 9	(2) 市民活動の促進
(3) 公共施設の見直し	… 10	(3) 取組推進のための環境整備
(4) 市民とのコミュニケーションの充実	… 11	… 16

第5次上越市行政改革推進計画の取組項目

大項目	中項目	No.	取組項目
1 財政の健全化	(1) 歳出構造の見直し	1	優良な市債の有効活用による将来負担の軽減
		2	財政調整基金の確保と活用
		3	補助金・交付金の見直し
		4	経費の節減・合理化の徹底
		5	入札契約制度の改善・見直し
		6	公共工事等コストの更なる縮減
		7	予算規模の計画的な縮小
	(2) 歳入確保の取組推進	8	市税等の収納率の向上に向けた取組の推進
		9	受益者負担の適正化
		10	未利用財産の売却・貸付の促進
		11	その他の自主財源の確保
	(3) 公営企業等の健全経営	12	ガス事業、上下水道事業の健全経営の維持
		13	病院事業の健全経営に向けた取組の推進
		14	下水道事業の健全経営に向けた取組の推進
		15	特別会計の効率的な運営
		16	第三セクターの経営健全化
2 行政運営システムの見直し	(1) マネジメントシステムの強化	17	政策協議の実施
		18	徹底した事務事業の見直し
		19	各種整備計画の策定と運用
		20	内部管理事務の効率化・簡素化、事務改善の推進
		21	部局ごとの目標管理の実施
	(2) 民間活力の活用	22	民間への業務委託等の推進
		23	指定管理者制度の導入と適正な運用
	(3) 公共施設の見直し	24	計画的な再配置の実施
		25	計画的な除却の実施
		26	計画的な保全・長寿命化の推進
		27	借地の解消、借地料の見直し
	(4) 市民とのコミュニケーションの充実	28	分かりやすい市政情報の発信
		29	広聴活動の推進
		30	市民ニーズ等に対応した相談窓口の充実
		31	申請手続きの簡素化
3 人材育成・組織風土の改革	(1) 定員の適正化及び組織の見直し	32	定員適正化の推進
		33	組織の見直し
	(2) 人材育成の推進	34	職員能力の開発促進
		35	人事評価制度の構築と適正な運用
		36	危機管理能力の向上
		37	職場環境の整備
4 「新しい公共」の創造・推進	(1) 地域自治の推進	38	地域コミュニティ活動の推進
		39	地域自治区制度の推進
	(2) 市民活動の促進	40	多様な市民活動の促進
	(3) 取組推進のための環境整備	41	まちづくりの人材育成
		42	職員の意識向上と体制整備

大項目	中番号	取組項目	取組主管課等 関係課等	現状と課題	今後の取組方向	関係する 計画等	平成30年度の 到達目標	各年度の取組内容				
								区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		※具体的な取組項目名を記載	※取組項目の主管課等と、推進に当たり関係する課等を記載	※取組項目に関し、現在の抱える課題は何か、解決に向けてどのような視点が必要かなどを記載	※左記の「現状と課題」を踏まえつつ、平成30年度の到達目標の実現に向け、どのように改革に取り組んでいくのかを記載		※計画期間の最終年度となる平成30年度の到達目標（定量化できるものは数値目標又は成果指標）を記載	計画内容 (Plan)	※目標達成に向けた具体的な取組内容を記載 (平成27年度における達成の目安) ※必要に応じて、年度別の到達目標の数値を記載	※目標達成に向けた具体的な取組内容を記載 (平成28年度における達成の目安) ※必要に応じて、年度別の到達目標の数値を記載	※目標達成に向けた具体的な取組内容を記載 (平成29年度における達成の目安) ※必要に応じて、年度別の到達目標の数値を記載	※目標達成に向けた具体的な取組内容を記載
								取組状況 (Do)	※計画に沿った取組内容（実績）を記載	※計画に沿った取組内容（実績）を記載	※計画に沿った取組内容（実績）を記載	※計画に沿った取組内容（実績）を記載
								取組工程に対する評価 (Check)	※取組内容（実績）、進捗状況に対する評価を記載	※取組内容（実績）、進捗状況に対する評価を記載	※取組内容（実績）、進捗状況に対する評価を記載	※平成30年度の到達目標に対する評価を記載
								見直し、改善事項 (Action)	※進捗の遅延や改善の余地があった場合、それらを解消していくために必要な見直しの内容を記載	※進捗の遅延や改善の余地があった場合、それらを解消していくために必要な見直しの内容を記載	※進捗の遅延や改善の余地があった場合、それらを解消していくために必要な見直しの内容を記載	

記載例

※平成28年度以降、取組状況（実績）や目標達成に向けた進捗状況（評価）、見直し内容等を追加記載していく予定

大項目	中項目	番号	取組項目	取組主管課等 関係課等	現状と課題	今後の取組方向	関係する 計画等	平成30年度の 到達目標	各年度の取組内容												
									区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度								
1 財政の健全化																					
(1) 歳出構造の見直し																					
1			【取組主管課等】 ・財政課	【現状】 ・平成25年度決算に基づく健全化判断比率は、全ての比率において、財政健全化法に基づく是正措置の判断基準となる早期健全化基準及び財政再生基準には至っていない。 ・しかし、今後、実質的な普通交付税の段階的縮小の影響等により、各比率の悪化が想定される。 ・平成25年度決算値（早期健全化基準） 実質公債費比率 14.7%（25.0%） 将来負担比率 126.5%（350.0%） 【課題】 ・財政の健全化に向け、引き続き健全化判断比率の推移に留意するとともに、普通交付税算入率の高い優良な市債を有効活用することにより、普通交付税分を除く一般財源の負担軽減を図る必要がある。	・各事業の実施に当たっては、普通交付税算入率の高い優良な市債の有効活用により、普通交付税分を除く一般財源の負担軽減を図ることで、実質的な後年度負担を軽減するとともに、健全な財政運営の具体的な目安となる健全化判断比率を抑制する。	第2次財政計画	・健全化判断比率を次のとおりとする。 実質公債費比率 14.2%以下 将来負担比率 143.5%以下 ※実質公債費比率：一般会計等が負担する市債の元利償還金及びそれに準ずる償還金の標準財政規模を基本とした額に対する割合 ※将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する割合	計画内容 (Plan)	・優良な市債の有効活用により、実質的な一般財源の負担軽減を図る。 ・健全化判断比率の推移に留意した財政運営を図る。 [達成目安] 第2次財政計画値 ・実質公債費比率 14.8% ・将来負担比率 131.2%	・優良な市債の有効活用により、実質的な一般財源の負担軽減を図る。 ・健全化判断比率の推移に留意した財政運営を図る。 [達成目安] 第2次財政計画値 ・実質公債費比率 14.4% ・将来負担比率 152.3%	・優良な市債の有効活用により、実質的な一般財源の負担軽減を図る。 ・健全化判断比率の推移に留意した財政運営を図る。 [達成目安] 第2次財政計画値 ・実質公債費比率 14.1% ・将来負担比率 144.3%	・優良な市債の有効活用により、実質的な一般財源の負担軽減を図る。 ・健全化判断比率の推移に留意した財政運営を図る。 [達成目安] 第2次財政計画値 ・実質公債費比率 14.2% ・将来負担比率 143.5%									
2			【取組主管課等】 ・財政課	【現状】 ・財政調整基金は自然災害等の不測の事態に対応するための財源として活用しつつ、今後の財政見通しを踏まえ、可能な限りの積立てに努めてきた。 ・平成26年度末の残高見込み額 約87億円 【課題】 ・今後も安定的な財政運営を図るために財源として、また、不測の事態への備えと必要な事業の財源とするため、計画的な取崩しと一定額の基金残高を確保する必要がある。	・財政調整基金を一定額確保しつつ、必要な事業等の財源として適切な活用を図る。	第2次財政計画	・年度末財政調整基金残高 25億円以上の確保 (第2次財政計画値84億円)	計画内容 (Plan)	・財政調整基金を歳出事業の財源として活用するとともに、平成27年度末基金残高を25億円以上確保する。 [参考] 第2次財政計画値 ・財政調整基金残高100億円	・財政調整基金を歳出事業の財源として活用するとともに、平成28年度末基金残高を25億円以上確保する。 [参考] 第2次財政計画値 ・財政調整基金残高 96億円	・財政調整基金を歳出事業の財源として活用するとともに、平成29年度末基金残高を25億円以上確保する。 [参考] 第2次財政計画値 ・財政調整基金残高 93億円	・財政調整基金を歳出事業の財源として活用するとともに、平成30年度末基金残高を25億円以上確保する。 [参考] 第2次財政計画値 ・財政調整基金残高 84億円									
3			【取組主管課等】 ・財政課 ・行政改革推進課 【関係課等】 ・全ての課等	【現状】 ・市の施策の推進や市民の自主的なまちづくりを奨励する場合等に、補助金や交付金を支出してきた。 ・平成25年度決算値 補助金・交付金総額 52億9千万円 対象団体等（個人を含む） 6,395件 【課題】 ・市が行政目的を効率的・効果的に達成する上で、各種団体等への補助金は一定の役割を果してきたが、限られた財源を有效地に活用していくため、補助金等の公平性、公益性、必要性及び適格性の確保が求められている。	・補助金等の交付に関する基本方針を策定するとともに、必要性や妥当性、補助率や終期等を検証し、適正な金額への見直しや整理・統合を図る。	(仮)補助金等の交付に関する基本方針	・基本方針が定められ、一定の基準の下、すべての補助金等について見直しが行われている状態	計画内容 (Plan)	・補助金等の交付に関する基本方針を策定する。 ・平成28年度に向け、基本方針に基づき、補助率等の見直しや補助事業等の整理・統合を図る。	・既設の補助事業等が、基本方針に基づき、適正に執行されているかを検証する。 ・新設する補助事業等については、基本方針に基づく運用が成されるかを審査する。	・既設の補助事業等が、基本方針に基づき、適正に執行されているかを検証する。 ・新設する補助事業等については、基本方針に基づく運用が成されるかを審査する。	・既設の補助事業等が、基本方針に基づき、適正に執行されているかを検証する。 ・新設する補助事業等については、基本方針に基づく運用が成されるかを審査する。									

大項目	中項目	番号	取組項目	取組主管課等 関係課等	現状と課題	今後の取組方向	関係する 計画等	平成30年度の 到達目標	各年度の取組内容				
									区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		4	経費の節減・ 合理化の徹底	【取組主管課等】 ・財政課 ・行政改革推進課 【関係課等】 ・全ての課等	【現状】 ・経費の節減に向けた取組については、これまでも予算編成及び執行を通じ、全庁的に行っておりが、更なる工夫・改善が求められている。 ・重点的な取組として、職員の意識啓発の徹底のほか、消耗品費、印刷製本費、修繕料、備品購入費の上限額の設定や、施設の開館時間等の見直し、光熱水費の抑制に取り組んでいる。 【課題】 ・経費の節減については、細やかな取組の積み重ねと継続が肝要であり、コスト意識を高めるための職員の意識付けと計画的な取組が必要である。	・職員のコスト意識を高めるとともに、より効率的・効果的な方法となるよう、執行管理手法を見直し、経費（消耗品費、光熱水費等）の節減、合理化の徹底を図る。	第2次財政 計画	・第2次財政計画に沿って、消耗品費や庁舎の光熱水費等、物件費等の節減が図られている状態	計画内容 (Plan)	・経費節減等に対する職員の意識付けを徹底する。 ・経費節減等に対する目標設定及び管理を行うための仕組みを構築する。	・経費節減等に対する目標達成に向けた執行管理を全庁的に行う。	・経費節減等に対する目標達成に向けた執行管理を全庁的に行う。	・経費節減等に対する目標達成に向けた執行管理を全庁的に行う。
		5	入札契約制度 の改善・見直し	【取組主管課等】 ・契約課 【関係課等】 ・全ての課等	【現状】 ・入札方法について、品質の確保に向けた不適格業者の排除や地元企業の確保・育成を図るために、指名競争入札を主体に取り組んでいる。 ・公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るために、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）等が平成26年6月に改正された。 【課題】 ・指名競争入札を主体に取り組んできた結果、工種や施工場所によって指名業者が固定化し、競争性の低下が懸念される。 ・入契法等の改正に伴い、現行の事務処理を見直す必要がある。	・関係法令や地域経済の状況等を勘案し、公正・透明かつ競争性の高い入札契約制度となるよう継続的に検討するとともに、必要に応じて入札契約制度の見直しを行う。	—	・公正・透明かつ競争性の高い入札契約制度が適切に運用されている状態	計画内容 (Plan)	・関係法令や地域経済の状況等を勘案し、公正・透明かつ競争性の高い入札契約制度を適切に運用するとともに、必要に応じて入札契約制度の見直しを行う。 [具体的な取組] ・制限付き一般競争入札の対象範囲を拡大し、予定価格2,000万円以上とする。 ・入札時における工事費内訳書の提出を義務付ける。	・関係法令や地域経済の状況等を勘案し、公正・透明かつ競争性の高い入札契約制度を適切に運用するとともに、必要に応じて入札契約制度の見直しを行う。	・関係法令や地域経済の状況等を勘案し、公正・透明かつ競争性の高い入札契約制度を適切に運用するとともに、必要に応じて入札契約制度の見直しを行う。	・関係法令や地域経済の状況等を勘案し、公正・透明かつ競争性の高い入札契約制度を適切に運用するとともに、必要に応じて入札契約制度の見直しを行う。
		6	公共工事等コ ストの更なる 縮減	【取組主管課等】 ・都市整備課 ・契約課 ・検査課 【関係課等】 ・公共工事等を実 施する全ての課等	【現状】 ・これまで公共工事等の設計業務の厳格化と監理の徹底を行い、公共工事の品質確保とコスト縮減を図ってきた。 【課題】 ・公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）が一部改正され、改正の主旨を踏まえ、当市の取組を見直す必要がある。 ・今後は、これまでの取組による事業コストの縮減のほか、公共工事の品質確保を重視することで将来的なライフサイクルコスト等の縮減に取り組む必要がある。	・品確法の一部改正や基本指針等を踏まえつつ、公共工事等に最適な手法・工法を採用することにより、品質確保と事業コストやライフサイクルコストの縮減を図る。 ・公共工事等の品質確保とコスト縮減のため、技術系職員の育成を図る。	—	・公共工事等の品質確保とコスト縮減に向け、具体的な仕組みが整備されている状態	計画内容 (Plan)	・品確法の一部改正を踏まえ、公共工事等の品質確保とコスト縮減に係る取組を進めめる。 ・公共工事等の設計・施工に従事する技術系職員の育成を進める。 [具体的な取組] ・府内検討の実施 ・先進事例の調査・研究、情報共有 ・技術系職員の研修の実施	・品確法の一部改正を踏まえ、公共工事等の品質確保とコスト縮減に係る取組を進めめる。 ・公共工事等の設計・施工に従事する技術系職員の育成を進める。 [具体的な取組] ・府内検討の実施 ・先進事例の調査・研究、情報共有 ・技術系職員の研修の実施	・品確法の一部改正を踏まえ、公共工事等の品質確保とコスト縮減に係る取組を進めめる。 ・公共工事等の設計・施工に従事する技術系職員の育成を進める。 [具体的な取組] ・府内検討の実施 ・先進事例の調査・研究、情報共有 ・技術系職員の研修の実施	・品確法の一部改正を踏まえ、公共工事等の品質確保とコスト縮減に係る取組を進めめる。 ・公共工事等の設計・施工に従事する技術系職員の育成を進める。 [具体的な取組] ・府内検討の実施 ・先進事例の調査・研究、情報共有 ・技術系職員の研修の実施

大項目	中項目	番号	取組項目	取組主管課等 関係課等	現状と課題	今後の取組方向	関係する 計画等	平成30年度の 到達目標	各年度の取組内容					
									区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
		7	予算規模の計画的な縮小	【取組主管課等】 ・財政課 【関係課等】 ・全ての課等	【現状】 ・当市の一般会計の予算規模は、市町村合併後の平成17年度以降、毎年度1,000億円を超えており、特例市（類似団体）の平均値よりも高い水準となっている。 【課題】 ・今後の普通交付税の段階的縮小や人口減少及び少子高齢化社会の進展を見据え、持続可能な財政運営を図っていくため、歳入規模に見合った歳出規模への見直しを進め、予算規模を計画的に縮小する必要がある。	・歳入規模に見合った歳出規模への見直しを進め、第2次財政計画に基づく予算規模への計画的な縮小を図る。	第2次財政計画	・第2次財政計画に基づく予算規模で予算編成されている状態 第2次財政計画における一般会計の予算規模 1,004億円	計画内容 (Plan)	・第2次財政計画に基づき、歳入規模に見合った歳出予算を編成する。 [達成目安] 第2次財政計画値 ・一般会計の予算規模 1,030億円	・第2次財政計画に基づき、歳入規模に見合った歳出予算を編成する。 [達成目安] 第2次財政計画値 ・一般会計の予算規模 1,166億円	・第2次財政計画に基づき、歳入規模に見合った歳出予算を編成する。 [達成目安] 第2次財政計画値 ・一般会計の予算規模 1,093億円	・第2次財政計画に基づき、歳入規模に見合った歳出予算を編成する。 第2次財政計画値 ・一般会計の予算規模 1,004億円	
(2) 岁入確保の取組推進														
		8	市税等の収納率の向上に向けた取組の推進	【取組主管課等】 ・収納課 【関係課等】 ・税務課 ・国保年金課 ・こども課 ・建築住宅課	【現状】 ・これまで納稅相談の実施、分納措置、コンビニ収納など、納稅しやすい環境整備に取り組んできた。 ・平成25年度決算値 全体の収納率 92.60% 現年課税分全体収納率 98.20% 滞納繰越分収納率 19.59% 【課題】 ・財源の安定的な確保のため、これまでの取組の推進はもとより、各種債権の徴収体制を強化し、収納率の向上を図る必要がある。	・納稅相談や分納措置、コンビニ収納等の推進により、納稅しやすい環境を整備するとともに、各種債権の徴収体制の強化等に取り組み、収納率の向上を図る。	-	・市税等の収納率を次のとおりとする。 収納率 93.46% ※参考 ○現年課税分収納率 ・市税 98.81% ・国民健康保険税 93.23% ・保育料 99.10% ・住宅使用料 98.40% ○滞納繰越分収納率 ・市税 20.04% ・国民健康保険税 18.61% ・保育料 19.84% ・住宅使用料 18.75%	計画内容 (Plan)	・納稅相談の実施 ・分納措置 ・法的手段の行使 ・コンビニ収納の検証・実施 ・債権管理の一元化検討 [達成目安] 収納率 93.29%	・納稅相談の実施 ・分納措置 ・法的手段の行使 ・コンビニ収納の検証・実施 ・債権管理の一元化準備 [達成目安] 収納率 93.21%	・納稅相談の実施 ・分納措置 ・法的手段の行使 ・コンビニ収納の検証・実施 ・債権管理の一元化実施 [達成目安] 収納率 93.53%	・納稅相談の実施 ・分納措置 ・法的手段の行使 ・コンビニ収納の検証・実施 ・債権管理の一元化実施 [達成目安] 収納率 93.46%	・納稅相談の実施 ・分納措置 ・法的手段の行使 ・コンビニ収納の検証・実施 ・債権管理の一元化実施 [達成目安] 収納率 93.46%
		9	受益者負担の適正化	【取組主管課等】 ・財政課 ・行政改革推進課 【関係課等】 ・全ての課等	【現状】 ・第4次行政改革の取組として手数料及び施設使用料の見直しを行い、平成26年度内の条例改正を経て、手数料は平成27年4月、施設使用料は平成27年10月からの改定を予定している。 ・また、施設使用料の減免基準については、平成27年10月から新たな基準の適用を予定している。 ・施設使用料については、3年毎に見直しを行うこととしている。 【課題】 ・事務内容や施設の状況に応じ、受益者負担の適正化を図っていくためには、定期的な見直しが必要である。 ・また、各種事業の受講料等の設定については、統一的な方針がないことから、手数料等とあわせ、受益者負担の適正化に取り組む必要がある。	・サービスの利用に対する不公平や格差が生じないよう、手数料や使用料、各種事業の受講料等について、原価（ランニングコスト等）をベースとした算定方法を基本に定期的な見直しを図る。	-	・平成26年度と比較し、サービスの提供に要する経費に対する料金収入が適切な割合となるなど、受益者負担の更なる適正化が図られている状態	-	[手数料] ・病院及び診療所の診断書等に係る交付手数料の見直しを行う。 [使用料] ・平成27年10月からの新たな施設使用料改定の周知を行う。 ・あわせて、見直し後の減免基準の適用に向けた周知、運用基準の策定等を行う。 [その他] ・平成29年4月からの各種事業の受講料等の見直しに向け、現状把握や分析を行い、基本方針を策定する。	-	[手数料] ・新クリーンセンター稼働に伴い、家庭糞廃棄物の処分等に係る手数料の見直しを行う。 [使用料] ・原価計算等に基づく施設使用料の見直しを行う。	-	[手数料] ・既設の受講料等について、基本方針に基づき適正に執行されているかを検証する。 ・新設する受講料等については、基本方針に基づき審査する。

大項目	中項目	番号	取組項目	取組主管課等 関係課等	現状と課題	今後の取組方向	関係する 計画等	平成30年度の 到達目標	各年度の取組内容					
									区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
		10	未利用財産の 売却・貸付の 促進	【取組主管課等】 ・用地管財課 【関係課等】 ・施設等を所管す る全ての課等	【現状】 ・多くの未利用財産を有しており、また、そのほとんどは用地測量が行われておらず、地積や隣地境界が不明確であり商品化されていない。 ・このため平成26年度において、優遇制度の創設や財産処分事務要領の見直しなど売却に向けた必要な取組を行うとともに、処分可能な資産を洗い出し、商品化を図るために優先順位付けを行って売却計画を策定した。 ・平成25年度決算値 普通財産 売却額：540,715千円 貸付額：142,220千円 合 計：682,935千円 普通財産保有面積 土地：約528万m ² 建物：約2万5千m ² (延床面積) 【課題】 ・未利用財産の処分（売却、貸付）を積極的に進め、自主財源を確保していく必要がある。	・普通財産や行政財産の未利用部分等の商品化を進めるとともに、営業活動を展開し、売却・貸付を促進する。 ※行政財産：地方公共団体がその事務又は事務事業を遂行するために直接使用する公有財産（行政庁舎等）と、住民の一般的な利用に供することを目的とする公共用財産（集会施設等）のこと ※普通財産：行政財産以外のすべての公有財産のこと	売却計画	・計画期間内の未利用財産の処分（売却・貸付）目標を次のとおりとする。 目標額 1,824,559千円 ※参考 売却額 1,277,511千円 貸付額 547,048千円	計画内容 (Plan)	・売却計画に基づき未利用財産の処分（売却・貸付）を進める。 [達成目安] 447,433千円	・売却計画に基づき未利用財産の処分（売却・貸付）を進める。 [達成目安] 800,298千円	・売却計画に基づき未利用財産の処分（売却・貸付）を進める。 [達成目安] 322,247千円	・売却計画に基づき未利用財産の処分（売却・貸付）を進める。 [達成目安] 254,581千円	・売却計画に基づき未利用財産の処分（売却・貸付）を進める。 ※参考 売却額 117,819千円 貸付額 136,762千円
		11	その他の自主 財源の確保	【取組主管課等】 ・行政改革推進課 ・用地管財課 【関係課等】 ・全ての課等	【現状】 ・第4次行政改革の取組として自主財源の確保に取り組んできた。 ・平成25年度決算値 有料広告収入 11,766千円 ふるさと納税 25,332千円 【課題】 ・引き続き有料広告収入の確保や新たな広告媒体の掘り起こし、ふるさと納税の促進に努め、自主財源を確保していく必要がある。	・職員が財源獲得の意識を持ち、広告事業の推進、ふるさと納税の促進、その他財源の確保等の取組を推進する。	—	・自主財源収入額を次のとおりとする。 有料広告 9,800千円以上 ふるさと納税 10,000千円以上	計画内容 (Plan)	・広報上越や市ホームページ、市名入り各種封筒に有料広告を掲載する。 ・全庁を挙げて、新たな広告媒体や自主財源の確保策の検討を進める。 [達成目安] ・有料広告 9,200千円以上 ・ふるさと納税 10,000千円以上	・広報上越や市ホームページ、市名入り各種封筒に有料広告を掲載する。 ・全庁を挙げて、新たな広告媒体や自主財源の確保策の検討を進める。 [達成目安] ・有料広告 9,400千円以上 ・ふるさと納税 10,000千円以上	・広報上越や市ホームページ、市名入り各種封筒に有料広告を掲載する。 ・全庁を挙げて、新たな広告媒体や自主財源の確保策の検討を進める。 [達成目安] ・有料広告 9,600千円以上 ・ふるさと納税 10,000千円以上	・広報上越や市ホームページ、市名入り各種封筒に有料広告を掲載する。 ・全庁を挙げて、新たな広告媒体や自主財源の確保策の検討を進める。 [達成目安] ・有料広告 9,800千円以上 ・ふるさと納税 10,000千円以上	
(3) 公営企業等の健全経営														
		12	ガス事業、上 水道事業の健 全経営の維持	【取組主管課等】 ・ガス水道局総務 課 【関係課等】 ・ガス水道局各課	【現状】 ・ガス事業、水道事業においては独自の経営計画に基づき事業を展開し、経営基盤の強化とサービスの向上に取り組んできた。 【課題】 ・今後も第2次中期経営計画に基づく取組の着実な実施を図り、健全経営を進めていく必要がある。	・施設の長寿命化による更新需要の抑制、企業債の新規借入抑制等による将来負担の軽減等により、健全な経営を維持する。 ・平成29年度に予定されている小売全面自由化などのガスシステム改革を始めとする今後の事業環境の変化に対し、新たに設置される公営企業管理者の下、迅速かつ効果的に対応する。	第2次中期 経営計画	第2次中期経営計画（計画期間：平成27年度～平成34年度）の取組推進により、健全経営が維持された状態（各項目の業務指標が達成された状態） ・ガスシステム改革等の事業環境の変化に対し機動的かつ迅速な対応がなされている状態	計画内容 (Plan)	・第2次中期経営計画に基づき、各項目の進捗管理を行い、各項目の業務指標を公表する。 ・公営企業管理者の設置及び組織の見直しを実施する。 ・ガスシステム改革への対応検討及び実施に向け準備する。	・第2次中期経営計画に基づき、各項目の進捗管理を行い、各項目の業務指標を公表する。 ・ガスシステム改革実施後の影響に対し迅速に対応する。 ・簡易水道事業への統合を実施する。	・第2次中期経営計画に基づき、各項目の進捗管理を行い、各項目の業務指標を公表する。 ・ガスシステム改革実施後の影響に対し迅速に対応する。 ・簡易水道事業への一般会計基準外繰出金を廃止する。	・第2次中期経営計画に基づき、各項目の進捗管理を行い、各項目の業務指標を公表する。 ・ガスシステム改革実施後の影響に対し迅速に対応する。	

大項目	中項目	番号	取組項目	取組主管課等 関係課等	現状と課題	今後の取組方向	関係する 計画等	平成30年度の 到達目標	各年度の取組内容								
									区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度				
		13	病院事業の健全経営に向けた取組の推進	【取組主管課等】 ・健康づくり推進課	【現状】 ・病院事業会計への繰出金については、法に定められた法定繰出が行われているが、事業規模の拡大により増加傾向にある。 【課題】 ・今後は中長期的な経営戦略を策定し、健全経営に向けた取組を進める必要がある。	・国の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(H26.8.29付け通知)及び「公立病院改革ガイドライン」(国が平成26年度末までに策定)を踏まえ、4つの視点(経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直し、地域医療構想(※)を踏まえた役割の明確化)に沿った経営戦略を作成する。 ※県が平成27年度に策定する予定 ・同戦略に基づく計画的な経営を通じて、公立病院の健全経営と地域において必要な医療提供体制の確保を図る。	(仮)経営戦略	・経営戦略に基づき、健全経営と地域において必要な医療提供体制の確保が図られている状態 ※数値目標等については、経営戦略の策定後に記載する予定	計画内容 (Plan)	・公立病院改革ガイドライン及び地域医療構想に基づき、経営戦略(案)を策定する。	・経営戦略に基づき、健全経営に取り組む。	・経営戦略に基づき、健全経営に取り組む。	・経営戦略に基づき、健全経営に取り組む。				
		14	下水道事業の健全経営に向けた取組の推進	【取組主管課等】 ・生活排水対策課 【関係課等】 ・下水道建設課	【現状】 ・下水道事業について、経営の健全化を図るために、企業会計方式を導入し経営状況を公表するよう、国による義務化の動きがある。 ・農集処理施設は52処理区48処理場あるが、これらの約半数が供用開始から15年以上を経過している。また、近年の人口減少や行政区界が取り除かれたことにより効率性の低い処理区がある。 【課題】 ・下水道事業の計画性や透明性を確保し、財政状況を市民や議会に明らかにしていくため、企業会計方式を導入し、経営状況を公表していく必要がある。 ・経営の健全化に向け、農集処理施設の統廃合計画を策定する必要がある。また、効率性の観点から公共下水道との連携を検討する必要がある。	・国の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(H26.8.29付け通知)を踏まえ、平成32年度からの公営企業会計への移行を目指す。 ・平成23年度に実施した農集処理施設の「基本構想」及び機能診断結果を踏まえ、農集処理施設の統廃合計画を策定する。その後、この統廃合計画と下水道全体計画の見直しとを併せて、都道府県構想マニュアルに基づくアクションプランを含む新たな下水道全体計画を策定し、公共下水道への接続が有利となる農集処理場については、平成31年度から下水道へ接続することを目指す。	下水道全体計画 下水道事業計画 農集処理施設の統廃合計画	[公営企業会計への移行] ・下水道及び農集の資産調査が終了 ・条例・規則等の制定・改定に着手 [農集処理施設の統廃合] ・農集処理場を下水道へ接続する工事について、実施設計が終了	計画内容 (Plan)	[公営企業会計への移行] ・下水道管渠資産調査	[公営企業会計への移行] ・下水道管渠資産調査 ・下水道処理場資産調査	[公営企業会計への移行] ・下水道管渠資産調査 ・下水道処理場資産調査 ・農集管渠資産調査 ・農集処理場資産調査	[公営企業会計への移行] ・下水道管渠資産調査 ・下水道処理場資産調査 ・農集管渠資産調査 ・農集処理場資産調査	[公営企業会計への移行] ・農集処理施設の統廃合 ・地元及び県との協議 ・下水道全体計画の適用 (上越、柿崎、大潟) ・アクションプランの策定	[農集処理施設の統廃合] ・下水道全体計画の変更 (上越、柿崎、大潟) ・事業計画の変更 (全処理区) ・基本設計	[農集処理施設の統廃合] ・下水道全体計画の変更 (上越、柿崎、大潟) ・事業計画の変更 (全処理区) ・基本設計	[農集処理施設の統廃合] ・実施設計
		15	特別会計の効率的な運営	【取組主管課等】 ・国保年金課 【関係課等】 ・収納課	国民健康保険特別会計 【現状】 ・特別会計への操出金については、法に定められた法定操出を行っている。 【課題】 ・一般会計の負担軽減に向け、今後も特別会計への法定外操出金の必要のない健全な国民健康保険事業を運営していく必要がある。	・将来的な見通しを持った上で、歳入確保や将来負担の軽減につながる予防関連事業等の取組を強化し、健全経営の推進を図る。	-	・特別会計の収支構造の健全化が図られている状態 目標値 ・収納率 (現年課税分) 93.23% (滞納緑越分) 18.61% ・特定健康診査受診率60% ・特定保健指導実施率60%	計画内容 (Plan)	・口座振替の推進や滞納整理の促進などにより、収納率の向上を図る。 ・特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上を図る。 ・ジェネリック医薬品の普及率の向上を図る。	・口座振替の推進や滞納整理の促進などにより、収納率の向上を図る。 ・特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上を図る。 ・ジェネリック医薬品の普及率の向上を図る。	・口座振替の推進や滞納整理の促進などにより、収納率の向上を図る。 ・特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上を図る。 ・ジェネリック医薬品の普及率の向上を図る。	・口座振替の推進や滞納整理の促進などにより、収納率の向上を図る。 ・特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上を図る。 ・ジェネリック医薬品の普及率の向上を図る。	・口座振替の推進や滞納整理の促進などにより、収納率の向上を図る。 ・特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上を図る。 ・ジェネリック医薬品の普及率の向上を図る。	・収納率 (現年課税分) 93.23% (滞納緑越分) 18.61% ・特定健康診査受診率60% ・特定保健指導実施率60%		

大項目	中項目	番号	取組項目	取組主管課等 関係課等	現状と課題	今後の取組方向	関係する 計画等	平成30年度の 到達目標	各年度の取組内容					
									区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
15	特別会計の効率的な運営	【取組主管課等】 ・国保年金課	後期高齢者医療特別会計	【現状】 ・特別会計への操出金については、法に定められた法定繰出を行っている。 【課題】 ・一般会計の負担軽減に向け、今後も特別会計への操出金の抑制に努める必要がある。 ・収納業務の効率化と他の公債権も含めた収納管理の一元化を図るため、保険料徴収業務の一本化が予定されているが、税と一体的に滞納整理を行う場合、税が優先されることから、収納率が低下する可能性もある。	・将来的な見通しを持った上で、制度の周知や歳入確保の取組を強化し、健全経営の推進を図る。	-	・特別会計の収支構造の健全化が図られている状態 目標値 ・収納率 (現年課税分) 99.61% (滞納繰越分) 25.00%	計画内容 (Plan)	・広域連合の予定収納率を達成するよう、口座振替の推進や督促、催告を行い収納率の向上を図る。 ・収納管理の一元化に向けた課題整理を行う。 [達成目安] ・収納率 (現年課税分) 99.61% (滞納繰越分) 25.00%	・広域連合の予定収納率を達成するよう、口座振替の推進や督促、催告を行い収納率の向上を図る。 ・収納管理の一元化に向けた課題整理を行う。 [達成目安] ・収納率 (現年課税分) 99.61% (滞納繰越分) 25.00%	・広域連合の予定収納率を達成するよう、口座振替の推進や督促、催告を行い収納率の向上を図る。 [達成目安] ・収納率 (現年課税分) 99.61% (滞納繰越分) 25.00% ・収納一元化	・広域連合の予定収納率を達成するよう、口座振替の推進や督促、催告を行い収納率の向上を図る。 ・収納率 (現年課税分) 99.61% (滞納繰越分) 25.00%		
			介護保険特別会計				・事業計画等を策定し、将来的な見通しを持った上で、将来負担の軽減につながる予防関連事業等の取組や給付適正化の取組を強化するとともに、介護保険料の収納率の向上を図ることにより、健全経営を推進することにより、特別会計への繰出金の抑制を図る。	介護保険事業計画	・特別会計の収支構造の健全化が図られている状態 目標値 ・収納率 99.42%	計画内容 (Plan)	・引き続き、納入促進員を雇用し、滞納者の保険料徴収に当たるほか、口座振替の推進や督促、催告を行い、収納率の向上を図る。 ・収納管理の一元化に向けた課題整理を行う。 ・予防関連事業を推進する。 ・ケアプランチェックの強化や縦覧点検などの給付適正化を図る。 [達成目安] ・収納率 99.42%	・引き続き、納入促進員を雇用し、滞納者の保険料徴収に当たるほか、口座振替の推進や督促、催告を行い、収納率の向上を図る。 ・収納管理の一元化に向けた課題整理を行う。 ・予防関連事業を推進する。 ・ケアプランチェックの強化や縦覧点検などの給付適正化を図る。 [達成目安] ・収納率 99.42%	・収納率向上に向けて、収納管理担当部局との連携を図る。 ・予防関連事業を推進する。 ・ケアプランチェックの強化や縦覧点検などの給付適正化を図る。 [達成目安] ・収納率 99.42% ・収納一元化	・収納率向上に向けて、収納管理担当部局との連携を図る。 ・予防関連事業を推進する。 ・ケアプランチェックの強化や縦覧点検などの給付適正化を図る。 ・収納率 99.42%
			診療所特別会計											
			【現状】 ・特別会計への操出金については、診療報酬以外の財源不足分の法定外繰出を行っている。	【課題】 ・一般会計の負担軽減に向け、今後も特別会計への繰出金の抑制に努める必要がある。	・将来的な見通しを持った上で、歳入確保や歳出削減等に取り組むとともに、将来負担の軽減につながる予防関連事業等の取組を強化するなど、健全経営を推進することにより、特別会計への繰出金の抑制を図る。	-	・特別会計の収支構造の健全化が図られている状態 (特別会計への繰出金の縮減など)	計画内容 (Plan)	・歳出削減に向け、経常経費の節減の取組などを推進する。(関連: No.4 経費の節減・合理化の徹底) ・将来的な歳出削減に向け、予防関連事業等の取組を強化する。	・歳出削減に向け、経常経費の節減の取組などを推進する。(関連: No.4 経費の節減・合理化の徹底) ・将来的な歳出削減に向け、予防関連事業等の取組を強化する。	・歳出削減に向け、経常経費の節減の取組などを推進する。(関連: No.4 経費の節減・合理化の徹底) ・将来的な歳出削減に向け、予防関連事業等の取組を強化する。	・歳出削減に向け、経常経費の節減の取組などを推進する。(関連: No.4 経費の節減・合理化の徹底) ・将来的な歳出削減に向け、予防関連事業等の取組を強化する。		
			【取組主管課等】 ・健康づくり推進課											

大項目	中項目	番号	取組項目	取組主管課等 関係課等	現状と課題	今後の取組方向	関係する 計画等	平成30年度の 到達目標	各年度の取組内容				
									区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		15	特別会計の効率的な運営	【取組主管課等】 ・新幹線・交通政策課 ・環境保全課 ・観光振興課	・新幹線新駅地区土地区画整理事業特別会計 ・地球環境特別会計 ・索道事業特別会計 【現状】 ・特別会計においては独自の計画に基づき事業を展開してきたが、収支不足分については一般会計からの繰出金で対応している。 【課題】 ・一般会計の負担軽減に向け、今後の事業の方向性を十分検討するとともに、特別会計への繰出金の抑制に努める必要がある。	・事業計画等を策定し、将来的な見通しを持った上で、歳入確保や歳出削減等に取り組み、健全経営を推進することにより、特別会計への繰出金の抑制を図る。	—	・特別会計の収支構造の健全化が図られている状態（特別会計への繰出金の縮減など）	計画内容 (Plan)	・事業の終期や方向性を検討するとともに、事業計画等を策定・見直す。 ・歳入確保に向け、利用促進に向けた取組などを推進する。 ・歳出削減に向け、経常経費の節減や公共工事等コストの削減の取組などを推進する。 ・歳出削減に向け、経常経費の節減や公共工事等コストの削減の取組などを推進する。 (関連：No.4 経費の節減・合理化の徹底、No.5 入札契約制度の改善・見直し、No.6 公共工事等コストの更なる縮減)	・歳入確保に向け、利用促進に向けた取組などを推進する。 ・歳出削減に向け、経常経費の節減や公共工事等コストの削減の取組などを推進する。 (関連：No.4 経費の節減・合理化の徹底、No.5 入札契約制度の改善・見直し、No.6 公共工事等コストの更なる縮減)	・歳入確保に向け、利用促進に向けた取組などを推進する。 ・歳出削減に向け、経常経費の節減や公共工事等コストの削減の取組などを推進する。 (関連：No.4 経費の節減・合理化の徹底、No.5 入札契約制度の改善・見直し、No.6 公共工事等コストの更なる縮減)	・歳入確保に向け、利用促進に向けた取組などを推進する。 ・歳出削減に向け、経常経費の節減や公共工事等コストの削減の取組などを推進する。 (関連：No.4 経費の節減・合理化の徹底、No.5 入札契約制度の改善・見直し、No.6 公共工事等コストの更なる縮減)
		16	第三セクターの経営健全化	【取組主管課等】 ・行政改革推進課 ・新幹線・交通政策課 ・産業振興課 ・観光振興課 ・農業政策課 ・農林水産整備課	【現状】 ・平成26年10月1日現在において、平成26年8月に国が策定した「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の対象（出資比率が25%以上等）となる第三セクターは、会社法法人8法人、非営利法人9法人の計17法人ある。 ・このうち累積欠損金を有するのは会社法法人5法人（うち2法人は累積欠損金が資本金の50%以上）となっている。 【課題】 ・上記指針を基に、対象となる第三セクターの効率化・経営健全化と地域活性化に資する有意義な活用の両立に取り組む必要がある。	・第三セクターの経営・資産債務状況について、適切な把握と継続的かつ定期的な評価を行った上で、必要に応じて経営健全化に取り組む。 ・第三セクターの経営状況等について、議会・市民に対して報告・公表を行う。	—	・第三セクターの経営健全化（単年度黒字の計上、累積欠損金の縮小等）が図られている状態	計画内容 (Plan)	・第三セクターの経営状況等の合理的な評価基準を策定する。 ・第三セクターの経営状況等を適切に把握した上で評価を行う。 ・第三セクターの経営状況等の議会・市民に対する適切な報告・公表を行う。 ・第三セクターの経営状況等の議会・市民に対する報告・公表方法等の見直しを行う。	・第三セクターの経営状況等を適切に把握した上で評価を行う。 ・第三セクターの経営状況等の議会・市民に対する適切な報告・公表を行う。	・第三セクターの経営状況等を適切に把握した上で評価を行う。 ・第三セクターの経営状況等の議会・市民に対する適切な報告・公表を行う。	・第三セクターの経営状況等を適切に把握した上で評価を行う。

大項目	中項目	番号	取組項目	取組主管課等 関係課等	現状と課題	今後の取組方向	関係する 計画等	平成30年度の 到達目標	各年度の取組内容												
									区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度								
2 行政運営システムの見直し																					
(1) マネジメントシステムの強化																					
17	政策協議の実施	【取組主管課等】 ・企画政策課 【関係課等】 ・全ての課等	【現状】 ・政策・施策の推進が図られるよう、予算編成前の政策協議により、重点化する施策や主要事業を選定し、翌年度の予算に反映させてきた。 【課題】 ・今後も、予算編成前の政策協議を実施し、社会経済情勢等の変化をとらえた効果的な政策・施策等を選定し、第6次総合計画の将来都市像である「すこやかなまち」の実現に向け、取り組む必要がある。	・第6次総合計画に位置付けた政策・施策及び重点戦略の推進に必要な事業の選定や関連付け、見直しなどの方針を定めるため、政策協議を実施する。	第6次総合計画	・第6次総合計画に基づく事業の見直し、組み換えが行われ、社会経済情勢等の変化をとらえた政策・施策が効果的に展開されている状態	計画内容 (Plan)	・第6次総合計画の進捗管理を行う（政策的事業について評価・検証を実施する）。 ・政策協議の実施により、第6次総合計画に位置付けた政策・施策及び重点戦略の推進に必要な事業の関連付け、優先順位付け、見直し、組み換えなどの方針を定め、予算編成に反映する。	・第6次総合計画の進捗管理を行う（政策的事業について評価・検証を実施する）。 ・政策協議の実施により、第6次総合計画に位置付けた政策・施策及び重点戦略の推進に必要な事業の関連付け、優先順位付け、見直し、組み換えなどの方針を定め、予算編成に反映する。	・第6次総合計画の進捗管理を行う（政策的事業について評価・検証を実施する）。 ・政策協議の実施により、第6次総合計画に位置付けた政策・施策及び重点戦略の推進に必要な事業の関連付け、優先順位付け、見直し、組み換えなどの方針を定め、予算編成に反映する。	・第6次総合計画の進捗管理を行う（政策的事業について評価・検証を実施する）。	・政策協議の実施により、第6次総合計画に位置付けた政策・施策及び重点戦略の推進に必要な事業の関連付け、優先順位付け、見直し、組み換えなどの方針を定め、予算編成に反映する。									
18	徹底した事務事業の見直し	【取組主管課等】 ・行政改革推進課 【関係課等】 ・全ての課等	【現状】 ・第4次行政改革の取組として、毎年度事業評価を実施するとともに、今後の事業の方向性を検証し、次年度の予算に反映させてきた。 ・平成26年度に「事務事業の総点検」を実施し、平成27年度から平成30年度に実施する全ての事務事業について改善・廃止等の見直しを行った。 【課題】 ・今後も毎年度、事業評価を実施し、限られた経営資源を最適配分することにより、市民が必要とするサービスを確実かつ安定的に提供していく必要がある。	・平成26年度に実施した「事務事業の総点検」に基づく「改善・廃止計画」の適切な進捗管理を行うとともに、定期的な事業評価を検討・実施し、限られた経営資源を最適配分する。	改善・廃止計画	・事業評価の実施及び適切な進捗管理により、限られた経営資源が最適配分され、市民が真に必要とするサービスが提供されている状態	計画内容 (Plan)	・事務事業の総点検の結果を踏まえた取組を確実に実施するため、「改善・廃止計画」に基づく進捗管理を行い、毎年度の予算要求において、評価結果と連動した予算編成を行う。 ・政策的事業について、決算をベースに事業評価を行い、評価結果と連動した予算編成を行う。	・事務事業の総点検の結果を踏まえた取組を確実に実施するため、「改善・廃止計画」に基づく進捗管理を行い、毎年度の予算要求において、評価結果と連動した予算編成を行う。 ・政策的事業について、決算をベースに事業評価を行い、評価結果と連動した予算編成を行う。	・事務事業の総点検の結果を踏まえた取組を確実に実施するため、「改善・廃止計画」に基づく進捗管理を行い、毎年度の予算要求において、評価結果と連動した予算編成を行う。	・事務事業の総点検の結果を踏まえた取組を確実に実施するため、「改善・廃止計画」に基づく進捗管理を行い、毎年度の予算要求において、評価結果と連動した予算編成を行う。	・事務事業の総点検の結果を踏まえた取組を確実に実施するため、「改善・廃止計画」に基づく進捗管理を行い、毎年度の予算要求において、評価結果と連動した予算編成を行う。									
19	各種整備計画の策定と運用	【取組主管課等】 ・行政改革推進課 【関係課等】 ・全ての課等	【現状】 ・第4次行政改革の取組として、平成24年度から平成32年度を計画期間とする各分野の整備計画を策定し、財政状況に応じて優先度の高い事業から実施してきた。 【課題】 ・今後も毎年度、整備計画を見直すとともに、優先度の高い事業から実施する必要がある。 ・また、整備計画が未策定の事業の中で、整備計画が必要な事業の検証を行う必要がある。	・事業の優先順位を定めた整備計画を策定し、財政状況に応じて優先度の高い事業から効果的かつ計画的な事業実施を図る。 ※現行整備計画と担当課 ・道路整備計画（道路課） ・公共下水道整備計画（生活排水対策課、下水道建設課） ・林道整備計画（農林水産整備課） ・消融雪施設整備計画（道路課） ・学校等施設整備計画（教育総務課） ・保育園施設整備計画（こども課） ・体育施設整備計画（体育課） ・公民館施設整備計画（生涯学習推進課、公民館） ・観光施設等整備計画（観光振興課）	各種整備計画	・分野ごとに整備計画が策定され、優先度の高い事業から実施されている状態	計画内容 (Plan)	・各種整備計画の取組を進捗管理し、財政状況に応じて優先度の高い事業から実施する。 ・整備計画が必要な事業を検証し、必要に応じ新たな整備計画を策定する。	・各種整備計画の取組を進捗管理し、財政状況に応じて優先度の高い事業から実施する。 ・整備計画が必要な事業を検証し、必要に応じ新たな整備計画を策定する。	・各種整備計画の取組を進捗管理し、財政状況に応じて優先度の高い事業から実施する。	・整備計画が必要な事業を検証し、必要に応じ新たな整備計画を策定する。	・各種整備計画の取組を進捗管理し、財政状況に応じて優先度の高い事業から実施する。									

大項目	中項目	番号	取組項目	取組主管課等 関係課等	現状と課題	今後の取組方向	関係する 計画等	平成30年度の 到達目標	各年度の取組内容				
									区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		20	内部管理事務の効率化・簡素化、事務改善の推進	【取組主管課等】 ・行政改革推進課 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	【現状】 ・これまで職場単位で事務改善に取り組んできたが、府内の改善事例や全国的な先進事例の情報が共有されておらず、全府的な取組が進んでいない。 ・現在の職員提案制度は有効に機能しておらず、全府的な継続的改善に取り組む風潮が希薄である。 【課題】 ・継続的な事務改善の必要性を認識するとともに、全府を挙げての取組につなげる必要がある。	・内部管理事務の効率化・簡素化、事務改善の推進に向けて、「課単位で取り組む仕組み（仮称：業務改善効率化プログラム）」を全府的に実施する。 ・先進事例の情報を府内で共有するとともに、年度単位で取組結果を集約し公表する。	—	・事務改善の取組が、全部局において計画的かつ継続的に実施されている状態	計画内容 (Plan)	・内部管理事務の効率化・簡素化、事務改善の推進に向けて業務改善効率化プログラムの手法を構築し、数課で試行的に実施する。 ・上記について、取組の評価を行うとともに、全府で改善の情報を共有し、課や係単位で改善を推進する。 ・職員提案制度の見直しを行う。	・内部管理事務の効率化・簡素化、事務改善の推進に向けて業務改善効率化プログラムを全府的に実施する（3か年で全課で実施）。 ・上記について、取組の評価を行うとともに、全府で改善の情報を共有し、課や係単位で改善を推進する。	・内部管理事務の効率化・簡素化、事務改善の推進（3か年で全課で実施）。 ・上記について、取組の評価を行うとともに、全府で改善の情報を共有し、課や係単位で改善を推進する。	・内部管理事務の効率化・簡素化、事務改善の推進（3か年で全課で実施）。 ・上記について、取組の評価を行うとともに、全府で改善の情報を共有し、課や係単位で改善を推進する。
		21	部局ごとの目標管理の実施	【取組主管課等】 ・行政改革推進課 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	【現状】 ・平成26年度においては部局の重点取組事項を抽出し、目標と取組内容を明確にした上で、毎月の進捗管理を行っている。 ・部局の重点取組に該当しない事業については、部局としての自指す方向性との関係性が不正確となっている。 【課題】 ・今後は部局や課等の目標を設定し個々の職員が事業を実施する上で自指すべき方向性を明確にするとともに、進捗管理を確実に実施する必要がある。	・計画的な施策や事業等の推進のため、各部局や課等において予算編成に合わせ取組目標を設定し、進捗管理を実施する。	—	・部局や課等の目標が設定され進捗管理が行われている状態（P D C Aサイクルに基づく取組が定着している状態）	計画内容 (Plan)	・予算編成過程に合わせ、部局や課等の目標を設定する（役割・使命・経営方針、事業の目標など）。その際、部局や課等の目標と、個別事業の関係性を明確にする。 ・部局や課等の目標を進捗管理する（目標達成度、成果等）。	・予算編成過程に合わせ、部局や課等の目標を設定する（役割・使命・経営方針、事業の目標など）。その際、部局や課等の目標と、個別事業の関係性を明確にする。 ・部局や課等の目標を進捗管理する（目標達成度、成果等）。	・予算編成過程に合わせ、部局や課等の目標を設定する（役割・使命・経営方針、事業の目標など）。その際、部局や課等の目標と、個別事業の関係性を明確にする。 ・部局や課等の目標を進捗管理する（目標達成度、成果等）。	・予算編成過程に合わせ、部局や課等の目標を設定する（役割・使命・経営方針、事業の目標など）。その際、部局や課等の目標と、個別事業の関係性を明確にする。 ・部局や課等の目標を進捗管理する（目標達成度、成果等）。

(2) 民間活力の活用

		22	民間への業務委託等の推進	【取組主管課等】 ・行政改革推進課 【関係課等】 ・全ての課等	【現状】 ・これまで学校給食調理業務の民間委託に積極的に取り組み、平成26年度当初で27校で導入している。 ・一方、学校給食調理業務以外については導入の検討が進んでいない。 【課題】 ・今後は、他の業務についても民間委託の検討を進めるほか、国の公共サービス改革基本方針や全国の自治体の民間委託等の導入実績を踏まえ、サービスの向上やコストの縮減など、効果が認められる業務については民間委託等を推進する必要がある。	・国の公共サービス改革基本方針や全国の自治体の民間委託等の導入実績、また、行政サービス民間提案制度の導入、施設の民間譲渡による民営化等の検証を行い、民間への業務委託等の検討・推進を図る。 ※行政サービス等民間提案制度：行政の事務事業を公表し、民間が行政の事務事業の枠にとらわれず自由な発想による創意工夫を生かした提案を行い、その事務事業を担うことで、公民の役割分担を再構築していく制度	(仮)民間委託推進方針等	・民間委託等の推進方針に基づき、効果が認められる業務について、民間委託等が推進されている状態 目標値 ・学校給食調理業務委託：累計44校 ※新規取組に関する目標は、決定の都度、記載する予定	計画内容 (Plan)	・内部検討のほか、国の公共サービス改革基本方針や全国的な自治体の民間委託導入実績を踏まえ、当市の現状と課題等を調査・分析する。 ・行政サービス等民間提案制度の導入等の検討を行う。 ・学校給食調理業務委託について、委託実施校における効果を検証し、次年度新規導入に向けた作業を進める。 [達成目安] ・学校給食調理業務委託：累計33校 ※新規の取組は、決定の都度、記載	・調査・分析結果に基づき、民間委託推進方針及び同推進計画を策定する。 ・学校給食調理業務委託について、委託実施校における効果を検証し、次年度新規導入に向けた作業を進める。 [達成目安] ・学校給食調理業務委託：累計37校 ※新規の取組は、決定の都度、記載	・民間委託推進方針及び同推進計画に基づき、民間委託等を推進する。 ・学校給食調理業務委託について、委託実施校における効果を検証し、次年度新規導入に向けた作業を進める。 [達成目安] ・学校給食調理業務委託：累計40校 ※新規の取組は、決定の都度、記載	・民間委託推進方針及び同推進計画に基づき、民間委託等を推進する。 ・学校給食調理業務委託について、委託実施校における効果を検証し、次年度新規導入に向けた作業を進める。 [達成目安] ・学校給食調理業務委託：累計44校 ※新規の取組は、決定の都度、記載
--	--	----	--------------	--	---	---	--------------	---	----------------	---	---	---	---

大項目	中項目	番号	取組項目	取組主管課等 関係課等	現状と課題	今後の取組方向	関係する 計画等	平成30年度の 到達目標	各年度の取組内容				
									区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		23	指定管理者制度の導入と適正な運用	【取組主管課等】 ・行政改革推進課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	【現状】 ・指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の発想やノウハウを幅広く活用し、サービスの向上とコストの縮減を図るとともに、公共サービスを民間に開放することによる地域の活性化を目的とするものである。 ・平成26年度当初 制度導入施設 218施設 【課題】 ・制度導入当初において、導入効果の検証が十分ではなかったこと等を踏まえ、改めて制度の導入・運用方針を整理し、制度の適切な運用を図ることにより、公の施設の効率的・効果的な管理を行う必要がある。	・指定管理者制度の導入効果や運用方法等の検証を行い、制度の導入・運用方針を策定することで、制度の適切な運用を図る。 ・効果が見込まれる施設への制度の導入、及び既に導入済みの施設で効果が見込めない施設の直営管理への切替（継続を見込む施設に限る）を進める。	(仮)指定管理者制度の導入・運用方針	・真に制度の導入効果が得られる施設について導入が進み、適切に運用されている状態	計画内容 (Plan)	・指定管理者制度の検証を行い、モニタリング手法を含め今後の制度の導入・運用方針を策定する。 ・制度の導入・運用方針に基づき、指定管理施設の更新又は見直し、及び新規導入を進める。 ・指定管理者制度を導入した施設については、モニタリングの実施により管理運営状況を的確に把握するほか、制度の適切な運用を行う。	・指定管理者制度の導入・運用方針に基づき、指定管理施設の更新又は見直し、及び新規導入を進める。 ・指定管理者制度を導入した施設については、モニタリングの実施により管理運営状況を的確に把握するほか、制度の適切な運用を行う。	・指定管理者制度の導入・運用方針に基づき、指定管理施設の更新又は見直し、及び新規導入を進める。 ・指定管理者制度を導入した施設については、モニタリングの実施により管理運営状況を的確に把握するほか、制度の適切な運用を行う。	・指定管理者制度の導入・運用方針に基づき、指定管理施設の更新又は見直し、及び新規導入を進める。 ・指定管理者制度を導入した施設については、モニタリングの実施により管理運営状況を的確に把握するほか、制度の適切な運用を行う。
(3) 公共施設の見直し													
		24	計画的な再配置の実施	【取組主管課等】 ・行政改革推進課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	【現状】 ・これまで、老朽化が著しい施設や利用者が極端に少ない施設、利用者が限定されている施設を中心に再配置（廃止、譲渡等）に取り組んできた。 ・施設の建設や修繕の際、補助金等を活用している施設が多く、再配置に取り組む上での検討課題となっている。 ・公の施設数 平成25年度末 939施設 平成26年度末予定 816施設 【課題】 ・予算規模の縮小や将来的な人口減少等を踏まえると、今後も、学校施設、体育施設及び観光施設等の適正配置に取り組む必要がある。	・公の施設について、施設の目的と機能、利用実態、地域バランス等を勘案し、適正配置に向けた取組の推進を図る。 ・保育園、学校施設、市営住宅等については、個別の再配置計画（整備計画）を策定し、計画的な適正配置を進める。	公の施設の再配置計画	・公の施設の総量を抑制した上で、適正配置されている状態 目標値 ・公の施設の概ね1割が再配置されている状態	計画内容 (Plan)	・公の施設の再配置計画に基づき、再配置の取組を進める。 ・個別の再配置計画（又は長寿命化計画）を定めている施設群（保育園、学校施設、市営住宅等）については、当該計画により、再配置を進める。	・公の施設の再配置計画等に基づき、再配置の取組を進める。	・公の施設の再配置計画等に基づき、再配置の取組を進める。	・公の施設の再配置計画等に基づき、再配置の取組を進める。
		25	計画的な除却の実施	【取組主管課等】 ・用地管財課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	【現状】 ・市が所有する施設のうち、未利用施設について、公の施設等除却計画に基づき計画的に除却している。 ・除却計画に定めた未利用施設 平成25年度末 42施設 平成26年度末予定 21施設 【課題】 ・厳しい財政見通しの下、除却には多額な費用が必要であることから、維持管理経費や老朽化の度合いを踏まえつつ、除却後の土地の処分の見込みや事業計画の有無を検証しながら、可能な限り優良な地方債や補助金等を活用し、計画的に除却を進めしていく必要がある。	・用途廃止する施設について、安全管理面や費用対効果を検証しながら計画的な除却を図る。	公の施設等除却計画	・公の施設等除却計画に搭載している施設の情報が適宜更新され、計画的な除却が行われている状態	計画内容 (Plan)	・公の施設等除却計画を適宜更新するとともに、老朽化による危険度や財源確保の可能性を検証しながら、計画的な除却を実施する。	・公の施設等除却計画を適宜更新するとともに、老朽化による危険度や財源確保の可能性を検証しながら、計画的な除却を実施する。	・公の施設等除却計画を適宜更新するとともに、老朽化による危険度や財源確保の可能性を検証しながら、計画的な除却を実施する。	・公の施設等除却計画を適宜更新するとともに、老朽化による危険度や財源確保の可能性を検証しながら、計画的な除却を実施する。

大項目	中項目	番号	取組項目	取組主管課等 関係課等	現状と課題	今後の取組方向	関係する 計画等	平成30年度の 到達目標	各年度の取組内容				
									区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		26	計画的な保全・長寿命化の推進	【取組主管課等】 ・行政改革推進課 ・財政課 ・用地管財課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	【現状】 ・公共施設の情報管理について、過去の大規模改修等の履歴や財源構成、今後の耐用年数等の情報が不足し、また整理が十分とは言えない状況にある。 ・国から公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため公共施設等総合管理計画の策定について要請されている。 【課題】 ・人口減少や年齢構成の変化等に伴う公共施設等の利用需要の変化が見込まれるとともに、老朽化の進行に伴う修繕費等の増加が懸念される。このことから、早急に全体状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等の方針を定め、公共施設等の最適な配置と安全な施設の提供を実現するとともに、将来的な財政負担を軽減・平準化する必要がある。	・施設の維持管理や更新費用の軽減・平準化を図るため、公共施設等総合管理計画を策定し、計画的な保全・長寿命化を推進する。	公共施設等総合管理計画	・公共施設等総合管理計画が策定され、同計画に基づく適正な施設管理が行われている状態	計画内容(Plan)	・公共施設等総合管理計画の策定に向けた検討を進めます。	・公共施設等総合管理計画を策定する。	・公共施設等総合管理計画に基づく取組を進める。	・公共施設等総合管理計画に基づく取組を進める。
		27	借地の解消、借地料の見直し	【取組主管課等】 ・用地管財課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	【現状】 ・市が借り受けている土地について、今後の使用状況等を検討した上で、借地契約の解消(返還・買収)や借地料の見直しを図る。 ・平成25年度末の状況 件数 2,546件 面積 321万㎡ 借地料 136百万円 【課題】 ・契約時の合意に基づき基準額を上回る借地料を支払っている事例が散見されることから、契約更新時に基準額以内の借地料となるよう地権者と交渉を行うとともに、永続的に土地を利用する場合は、取得に向けた検討を行う必要がある。	・市が借り受けている土地について、今後の使用状況等を検討した上で、借地契約の解消(返還・買収)や借地料の見直しを図る。 ・平成25年度末の状況 件数 2,546件 面積 321万㎡ 借地料 136百万円 【課題】 ・契約時の合意に基づき基準額を上回る借地料を支払っている事例が散見されることから、契約更新時に基準額以内の借地料となるよう地権者と交渉を行うとともに、永続的に土地を利用する場合は、取得に向けた検討を行う必要がある。	—	・借地契約が必要な土地について、地権者との合意により、可能な限り基準どおりの借地料となっている状態	計画内容(Plan)	・基準額を上回る契約について、可能な限り基準どおりの契約となるよう地権者と交渉を行う。 ・基準どおりの契約とならず、代替策がある場合は、費用対効果を検証した上で、借地契約を解消する。 ・また、永続的に利用する土地については、取得に向けた検討を行い、借地契約の解消を視野に入れた見直しに取り組む。	・基準額を上回る契約について、可能な限り基準どおりの契約となるよう地権者と交渉を行う。 ・基準どおりの契約とならず、代替策がある場合は、費用対効果を検証した上で、借地契約を解消する。 ・また、永続的に利用する土地については、取得に向けた検討を行い、借地契約の解消を視野に入れた見直しに取り組む。	・基準額を上回る契約について、可能な限り基準どおりの契約となるよう地権者と交渉を行う。 ・基準どおりの契約とならず、代替策がある場合は、費用対効果を検証した上で、借地契約を解消する。 ・また、永続的に利用する土地については、取得に向けた検討を行い、借地契約の解消を視野に入れた見直しに取り組む。	・基準額を上回る契約について、可能な限り基準どおりの契約となるよう地権者と交渉を行う。

(4) 市民とのコミュニケーションの充実

		28	分かりやすい市政情報の発信	【取組主管課等】 ・広報対話課 【関係課等】 ・全ての課等	【現状】 ・これまで市政情報の発信源として、広報紙、ホームページ、コミュニティFMなど、各種広報媒体の特徴をいかながら、的確で分かりやすい発信を続けてきたが、情報の発信量が多くホームページの情報更新が遅れることも見受けられる。 ・また、高齢化や国際化により様々な情報提供先に適切な情報を伝えることも要求されている。 【課題】 ・誰もが情報を入手しやすいよう広報媒体のユニバーサルデザイン化を引き続き進めるとともに、最新で適切な情報を発信することが必要である。	・市広報やホームページ等の情報の最新化や最適量化、ユニバーサルデザインを通じて、分かりやすい市政情報の的確かつ迅速な発信を図る。	—	・最新かつ正確な市政情報が、小中学生から高齢者まで幅広い世代に分かりやすく伝わる内容で発信され、その情報を容易に入手できる状態 ※参考 ・広報紙のユニバーサルデザイン紙面の掲載回数：年4回以上 ・市ホームページのトップページへのアクセス件数：月12万件以上	計画内容(Plan)	・広報紙をはじめ各種広報媒体のユニバーサルデザイン化を進める。 ・ホームページの情報が最新で適切な内容となるよう取組を進める。 ・市民のニーズ変化や満足度などに対応した広報活動を行う。	・広報紙をはじめ各種広報媒体のユニバーサルデザイン化を進める。 ・ホームページの情報が最新で適切な内容となるよう取組を進める。 ・市民のニーズ変化や満足度などに対応した広報活動を行う。	・広報紙をはじめ各種広報媒体のユニバーサルデザイン化を進める。 ・ホームページの情報が最新で適切な内容となるよう取組を進める。 ・市民のニーズ変化や満足度などに対応した広報活動を行う。	・広報紙をはじめ各種広報媒体のユニバーサルデザイン化を進める。 ・ホームページの情報が最新で適切な内容となるよう取組を進める。 ・市民のニーズ変化や満足度などに対応した広報活動を行う。
--	--	----	---------------	--	---	--	---	---	------------	--	--	--	--

大項目	中項目	番号	取組項目	取組主管課等 関係課等	現状と課題	今後の取組方向	関係する 計画等	平成30年度の 到達目標	各年度の取組内容					
									区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
		29	広聴活動の推進	【取組主管課等】 ・広報対話課 ・行政改革推進課 【関係課等】 ・全ての課等	【現状】 ・平成25年度は公聴活動として、対話集会（市民と市長の「キャッチボールトーク」10会場）の開催、市政モニターアンケートの実施（登録者400人）、市民の声を聞くポストの設置（172件）、パブリックコメント（3案件）などを実施してきた。 ・また、地域協議会の取組（No.39参照）や各種審議会等（H25.8時点で141審議会等）の実施により、広く市民の意見を聞く機会を充実させ、市政に反映する仕組みを推進してきた。 【課題】 ・今後も市民の生の声を聞き市政運営に反映させることで、市民が真に必要とするサービスを提供していく必要がある。	・対話集会、市政モニターアンケート等のほか、地域協議会や各種審議会等を通して、市民の意見等を聞く機会の確保と市政運営への反映を図る。（地域協議会の取組はNo.39参照）	—	・広聴活動に積極的に取り組み、真の市民ニーズを的確に捕捉し、その結果が市政に反映されている状態	計画内容 (Plan)	・市民と市長との対話集会「キャッチボールトーク」を時機を捉えたテーマと効果的な回数を設定し開催する。 ・市政モニターアンケートを年2回実施する。 ・市民の声を聞くポストを引き続き設置する。 ・パブリックコメントの実施案件について確実に実施する。 ・各種審議会等の委員の公募を引き続き実施する。	・市民と市長との対話集会「キャッチボールトーク」を時機を捉えたテーマと効果的な回数を設定し開催する。 ・市政モニターアンケートを年2回実施する。 ・市民の声を聞くポストを引き続き設置する。 ・パブリックコメントの実施案件について確実に実施する。 ・各種審議会等の委員の公募を引き続き実施する。	・市民と市長との対話集会「キャッチボールトーク」を時機を捉えたテーマと効果的な回数を設定し開催する。 ・市政モニターアンケートを年2回実施する。 ・市民の声を聞くポストを引き続き設置する。 ・パブリックコメントの実施案件について確実に実施する。 ・各種審議会等の委員の公募を引き続き実施する。	・市民と市長との対話集会「キャッチボールトーク」を時機を捉えたテーマと効果的な回数を設定し開催する。 ・市政モニターアンケートを年2回実施する。 ・市民の声を聞くポストを引き続き設置する。	
		30	市民ニーズ等に対応した相談窓口の充実	【取組主管課等】 ・行政改革推進課 ・人事課 ・窓口サービスを提供する全ての課等	【現状】 ・これまで相談窓口として市民相談室及び福祉総合窓口センター（木田庁舎1階）、消費生活センター（福祉交流プラザ内）、女性相談（市民プラザ2階男女共同参画推進センター内）等を設置するとともに、各課等に相談スペースを設置している。 【課題】 ・今後も社会経済情勢の変化に伴い、市民からの相談件数の増加が見込まれることから、相談窓口を充実する必要がある。 ・また、個人情報やプライバシーにも配慮し、個室やパーテーションを利用した相談スペースの確保や、市民相談に適切に対応するため、職員の専門知識の向上等に取り組む必要がある。	・社会経済情勢や市民ニーズに対応するため、引き続き一般相談窓口や専門性の高い特定の相談窓口を設置するとともに、相談環境の整備や職員の専門性・接遇等の質を高め、相談窓口の充実を図る。	—	・市民ニーズに対応した相談窓口が設置され、市民の満足度の維持・向上が図られている状態	計画内容 (Plan)	・引き続き一般相談窓口や専門性の高い特定の相談窓口を設置するとともに、新たな相談窓口の需要への対応を検討する。 ・窓口サービスの見直し（土日開設等）を検討する。 【相談窓口の環境整備】 ・相談窓口の充実や市民の利便性向上のため、市民相談と消費生活相談の一体化による相談窓口の整備、法律相談体制の見直しを図る。 ・各課等が相談業務に対応できるスペースを確保するとともに、各階に個室やパーテーションを利用した相談スペースを確保する。 【相談サービスの質の向上】 ・職員研修や職場内研修（OJT）を活用し、専門性や接遇の質の高いサービスを提供する。 ・窓口アンケートを実施し、現状の把握と改善を図る。	・引き続き一般相談窓口や専門性の高い特定の相談窓口を設置するとともに、新たな相談窓口の需要への対応を検討する。	・引き続き一般相談窓口や専門性の高い特定の相談窓口を設置するとともに、新たな相談窓口の需要への対応を検討する。	・引き続き一般相談窓口や専門性の高い特定の相談窓口を設置するとともに、新たな相談窓口の需要への対応を検討する。	・引き続き一般相談窓口や専門性の高い特定の相談窓口を設置するとともに、新たな相談窓口の需要への対応を検討する。
		31	申請手続きの簡素化	【取組主管課等】 ・行政改革推進課 ・人事課 ・窓口サービスを提供する全ての課等	【現状】 ・これまで各課単位で申請手続きの簡素化等に取り組んできたが、未だに分かりにくい・書きにくい申請書等や、複数の課で同様の内容の記載が必要な届出書等が存在する。 ・また、各課、総合事務所、出張所等の窓口サービスにおいても、職員の能力や接遇について、市民からの苦情がある事例が見受けられる。 【課題】 ・今後は、申請手続きにおける市民の利便性向上に向け、定期的な申請手続きの見直しや待ち時間の短縮、民間を意識した専門的かつ質の高いサービスを提供する必要がある。	・市民の利便性向上に向け、各種申請手続きの簡素化等に取り組み、サービスの向上を図る。	—	・各種申請手続きの簡素化により、市民の満足度の向上や手続きに要する時間が短縮されている状態	計画内容 (Plan)	・申請手続きの一斉見直しを実施し、申請書類等について、減免申請書類の取り扱いやユーバーサルデザインの配慮を図る。 ・また、事務手続きについては申請手続きの簡素化や待ち時間の短縮を図る。 ・職員研修や職場内研修（OJT）を活用し、専門性や接遇の質の高いサービスを提供する。 ・電子申請の活用促進・検証を行う。 ・窓口サービスの見直し（総合窓口の設置や土日開設など、No.30再掲）を検討する。	・事務手続きの見直しにより、申請手続きの簡素化や待ち時間の短縮を図る。 ・職員研修やOJTを活用し、専門性や接遇の質の高いサービスを提供する。	・事務手続きの見直しにより、申請手続きの簡素化や待ち時間の短縮を図る。 ・職員研修やOJTを活用し、専門性や接遇の質の高いサービスを提供する。	・事務手続きの見直しにより、申請手続きの簡素化や待ち時間の短縮を図る。	・事務手続きの見直しにより、申請手続きの簡素化や待ち時間の短縮を図る。

大項目	中項目	番号	取組項目	取組主管課等 関係課等	現状と課題	今後の取組方向	関係する 計画等	平成30年度の 到達目標	各年度の取組内容												
									区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度								
3 人材育成・組織風土の改革																					
(1) 定員の適正化及び組織の見直し																					
32	定員適正化の推進	【取組主管課等】 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	【現状】 ・平成26年度の正規職員数は1,967人で、平成17年の合併から10年間で423人の削減を行ってきた。未だ国が示す指標に基づく職員数を上回る状況となっているが、実際には、国が示すマクロ的な指標だけでは、当市の実情を反映した職員数の目安とはならない。 ・一方で、厳しさを増す財政状況を見据えると、人件費の抑制も必要不可欠となっている。 【課題】 ・総合事務所の設置など当市の組織体制や個々の事務事業に要する業務量の積み上げも考慮しながら、必要な職員数を見極めるとともに、適正化に向けた取組を進めていく必要がある。	・定員適正化計画に基づき、計画的な定員適正化に取り組む。 ○定員適正化の方針 ・事業の執行に必要な最小の人員体制の構築 ・最大の効果を発揮できる組織の構築と人材の育成	定員適正化計画	・定員適正化計画に基づき、平成31年度当初における職員数を次のとおりとする。 正規職員数 1,870人	計画内容 (Plan)	・定員適正化計画に基づき、計画的な定員適正化に取り組む。 [達成目安] ・定員適正化計画に示した正規職員数 1,953人 (平成28年4月1日現在 正規職員数)	・定員適正化計画に基づき、計画的な定員適正化に取り組む。 [達成目安] ・定員適正化計画に示した正規職員数 1,921人 (平成29年4月1日現在 正規職員数)	・定員適正化計画に基づき、計画的な定員適正化に取り組む。 [達成目安] ・定員適正化計画に示した正規職員数 1,914人 (平成30年4月1日現在 正規職員数)	・定員適正化計画に基づき、計画的な定員適正化に取り組む。 ・定員適正化計画に示した正規職員数 1,870人 (平成31年4月1日現在 見込み正規職員数)	・定員適正化計画に基づき、計画的な定員適正化に取り組む。									
33	組織の見直し	【取組主管課等】 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	【現状】 ・これまで市民ニーズや行政需要に柔軟かつ迅速に対応するため、簡素で機動的な組織機構を構築しており、平成26年4月1日現在で11部局、55課となっている。 【課題】 ・今後も第6次総合計画の推進に当たり、施策や事業に見合い、かつ効率的な組織に見直していく必要がある。	・複雑・多様化する市民ニーズや新たな行政需要に迅速かつ柔軟に対応できる効率的な組織機構を構築するとともに、行政運営上の環境変化などの課題に対応するため、適時に見直しを行う。	—	・市の政策・戦略と業務量に沿った、効率的な組織が構築されている状態	計画内容 (Plan)	・行政運営上の環境変化などに対応するため、適時に組織の見直しを行う。	・行政運営上の環境変化などに対応するため、適時に組織の見直しを行う。	・行政運営上の環境変化などに対応するため、適時に組織の見直しを行う。	・行政運営上の環境変化などに対応するため、適時に組織の見直しを行う。										
(2) 人材育成の推進																					
34	職員能力の開発促進	【取組主管課等】 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	【現状】 ・人材育成方針に基づいて、市の課題や職員に求められる業務遂行の基礎となる資質・能力の向上を図る研修を実施するとともに、必要に応じて拡充を行っている。 【課題】 ・今後、組織が抱える課題や多種・多様な行政需要に対応するためには、様々な課題に対応できる専門性の高い職員の育成や事務処理能力、政策形成能力等の資質向上に向けた実践的な研修が必要であり、時代や社会の環境変化に対応できる人材の育成（能力開発）が必要となる。	・職員の意識改革をはじめ、事務処理能力、問題解決能力及び政策形成能力等を強化する実践的な研修等の実施ほか、自己啓発の促進を図る。 ・専門職をはじめとする専門性の高い職員の育成を図るために、組織における役割分担を明確にするとともに職場内研修（OJT）の強化を図る。	人材育成方針	・職員の職階に応じた基礎的資質・能力が向上した状態	計画内容 (Plan)	・人材育成方針に、人事評価制度等の仕組みを反映させるとともに、具体的な取り組みについて見直しを行う。 ・基礎・階層別研修を実施する。 ・問題解決や政策形成能力などを高める課題別研修を実施する。 ・新規採用職員や若手職員の育成体制を強化する。 ・基礎・階層別研修を実施する。 ・問題解決や政策形成能力などを高める課題別研修を実施する。 ・新規採用職員や若手職員の育成体制を強化する。	・基礎・階層別研修を実施する。 ・問題解決や政策形成能力などを高める課題別研修を実施する。 ・新規採用職員や若手職員の育成体制を強化する。	・基礎・階層別研修を実施する。 ・問題解決や政策形成能力などを高める課題別研修を実施する。 ・新規採用職員や若手職員の育成体制を強化する。	・基礎・階層別研修を実施する。 ・問題解決や政策形成能力などを高める課題別研修を実施する。 ・新規採用職員や若手職員の育成体制を強化する。	・基礎・階層別研修を実施する。 ・問題解決や政策形成能力などを高める課題別研修を実施する。 ・新規採用職員や若手職員の育成体制を強化する。									

大項目	中項目	番号	取組項目	取組主管課等 関係課等	現状と課題	今後の取組方向	関係する 計画等	平成30年度の 到達目標	各年度の取組内容				
									区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		35	人事評価制度の構築と適正な運用	【取組主管課等】 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	【現状】 ・職員の能力向上には、個々の職員の能力や特性を見極め、それらに合った指導を行うとともに、頑張った職員の業績を適正に評価する仕組みが必要であるが、同様の目的で運用していた人事考課制度は、客観性等が十分に確保できない等の理由により平成23年度に廃止しており、職員の能力や特性を見極め、業績を客観的に評価する仕組みがない。 【課題】 ・計画的な定員の適正化を進めながらも、真に必要な住民サービスを維持しつつ、様々な課題や変化に的確に対応していくためには、職員の能力のさらなる向上が必要であるとともに、個々の職員の業績を適正に評価することにより、組織全体の士気高揚を図っていく必要がある。	・職員一人一人が自らの能力を高めるとともに、組織全体の士気高揚を図りつつ、効率的かつ効果的な行政運営を進めるため、人事評価制度を導入し、能力や実績に基づく人事管理を進める。	—	・人事評価制度の導入により、能力や業績の評価と任用・昇給等への反映が適切に行われ、人材育成や組織の士気高揚にいかされた状態	計画内容 (Plan)	・新たな人事評価制度を構築する。 ・平成28年度の本実施に向けて、評価者研修を行い、試行する。 ・運用結果を検証し、改善事項の検討及び制度の見直しを行う。	・人事評価制度を本実施する。 ・適正な運用を図るため、評価者研修を実施する。 ・運用結果を検証し、必要に応じて制度の見直しを行う。	・人事評価を実施する。 ・適正な運用を図るため、評価者研修を実施する。 ・運用結果を検証し、必要に応じて制度の見直しを行う。	・人事評価を実施する。 ・適正な運用を図るため、評価者研修を実施する。
		36	危機管理能力の向上	【取組主管課等】 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	【現状】 ・これまで法令遵守や服務規律の徹底を図っているが、職員の不適切な事務処理を改善できない状況にある。 ・また、メンタル面での休暇、休職者の発生がなくならない状況にある。 【課題】 ・不適切な事務処理やメンタル不調をはじめとする様々なリスクに対し、高い倫理観と危機管理意識を持って業務に取り組む意識改革の徹底を図るとともに、行動変容につなげる取り組みが必要となる。	・高い倫理観と危機管理意識を持って業務を遂行するため、研修等を通じて法令遵守（コンプライアンス）を徹底するとともに、メンタルヘルスや情報管理など様々なリスクに対する管理能力の強化を図る。	—	・法令遵守をはじめ様々なリスクに対するチェック体制の強化を図り、職員の危機管理意識の向上が図られている状態	計画内容 (Plan)	・危機管理能力の強化に向けて、各階層別研修においてコンプライアンスをはじめとするリスクマネジメント研修を実施する。 ・各職場においては、研修受講後若しくは年度当初において、職場内研修を実施し、情報及び知識・認識を共有する取組を行う。	・危機管理能力の強化に向けて、各階層別研修においてコンプライアンスをはじめとするリスクマネジメント研修を実施する。 ・各職場においては、研修受講後若しくは年度当初において、職場内研修を実施し、情報及び知識・認識を共有する取組を行う。	・危機管理能力の強化に向けて、各階層別研修においてコンプライアンスをはじめとするリスクマネジメント研修を実施する。 ・各職場においては、研修受講後若しくは年度当初において、職場内研修を実施し、情報及び知識・認識を共有する取組を行う。	・危機管理能力の強化に向けて、各階層別研修においてコンプライアンスをはじめとするリスクマネジメント研修を実施する。
		37	職場環境の整備	【取組主管課等】 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	【現状】 ・これまで各種休暇制度の利用しやすい職場環境を目指し、夏季休暇を連続5日とするなど、取り組みを進めてきたが、有給休暇などの取得率は低い状況である。 【課題】 ・今後も職員が仕事と家庭生活にメリハリを付け、心身ともに良好な状態で業務を遂行するような職場環境を整備していく必要がある。	・働きやすい職場環境の確保に向け、職員間のコミュニケーションの活性化、時間外労働の削減、有給休暇の取得推進など、仕事と生活の調和に資する取組を推進する。	—	・働きやすい職場環境が整備されている状態 ※参考指標 ・時間外勤務及び長時間労働者数：前年度実績より少ない状態 ・有給休暇の取得日数：10日以上	計画内容 (Plan)	・業務改善や業務の進捗管理による勤務時間の縮減を図る。 ・年次有給休暇等の取得を推進する。 ・休職者を出さない環境整備を整える。 ・時間外勤務及び長時間労働者の縮減を図る。 [達成目安] ・時間外勤務及び長時間労働者数：前年度実績より少ない状態 ・有給休暇の取得日数：10日以上	・業務改善や業務の進捗管理による勤務時間の縮減を図る。 ・年次有給休暇等の取得を推進する。 ・休職者を出さない環境整備を整える。 ・時間外勤務及び長時間労働者の縮減を図る。 [達成目安] ・時間外勤務及び長時間労働者数：前年度実績より少ない状態 ・有給休暇の取得日数：10日以上	・業務改善や業務の進捗管理による勤務時間の縮減を図る。 ・年次有給休暇等の取得を推進する。 ・休職者を出さない環境整備を整える。 ・時間外勤務及び長時間労働者の縮減を図る。 [達成目安] ・時間外勤務及び長時間労働者数：前年度実績より少ない状態 ・有給休暇の取得日数：10日以上	・業務改善や業務の進捗管理による勤務時間の縮減を図る。

大項目	中項目	番号	取組項目	取組主管課等 関係課等	現状と課題	今後の取組方向	関係する 計画等	平成30年度の 到達目標	各年度の取組内容												
									区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度								
4 「新しい公共」の創造・推進																					
(1) 地域自治の推進																					
38	地域コミュニティ活動の推進	【取組主管課等】 ・自治・地域振興課 ・共生まちづくり課	【現状】 ・これまで地域住民が、地域の課題を自らのこととして考え、その解決に向けた取組を幅広く展開するきっかけとなるよう、地域課題の解決や地域の活力向上に向けた地域住民の自発的・主体的な取組を支援してきた。 ・また、地域や公共の課題解決に向かって主体的に取り組んでいる活動を紹介する「新しい公共」事例集を発行し、活動の促進を図ってきた。 【課題】 ・今後も複雑・多様化する市民ニーズや社会経済情勢の変化に対応していくため、地域コミュニティ活動の推進が必要である。	・町内会・住民組織など地域住民による地域や公共の課題の解決に向けた自発的・主体的な取組を支援する。	—	・地域のコミュニティ活動がより自発的・主体的に推進されている状態 ※参考（第6次総合計画掲載） ・地域活動や市民活動に参加している市民の割合（上越市市民の声アンケート） 47.0% (H25:42.5%) ・集落や町内会などの地域コミュニティ活動が盛んであると感じている市民の割合（上越市市民の声アンケート） 62.0% (H25:55.5%)	計画内容 (Plan)	・地域コミュニティ活動の推進を担う団体への支援を行う。 [具体的な取組例] ・地域活動支援事業の実施 ・コミュニティ助成事業の実施	・地域コミュニティ活動の推進を担う団体への支援を行う。 [具体的な取組例] ・地域活動支援事業の実施 ・コミュニティ助成事業の実施	・地域コミュニティ活動の推進を担う団体への支援を行う。 [具体的な取組例] ・地域活動支援事業の実施 ・コミュニティ助成事業の実施	・地域コミュニティ活動の推進を担う団体への支援を行う。 [具体的な取組例] ・地域活動支援事業の実施 ・コミュニティ助成事業の実施										
39	地域自治区制度の推進	【取組主管課等】 ・自治・地域振興課	【現状】 ・平成21年10月以降、市内全区域において地域自治区制度を導入し、地域住民の意思を市政に反映させ、地域主体のまちづくりを推進する仕組みを構築し運用してきた。 ・外部有識者等による上越市地域協議会検証会議を設置し、地域協議会の制度上及び運用上等の課題の抽出、課題の改善策の検討その他地域協議会の活性化を図るために必要な検証を行った。 【課題】 ・より一層地域住民の意思を市政に反映させ、地域全体のまちづくりを進めるため、地域自治区制度の推進が必要である。	・地域住民の意思を市政に反映させ、地域主体のまちづくりを推進するための地域自治区制度の適切な運用を図る。	—	・地域自治区制度が有効に活用され、地域主体のまちづくりが推進されている状態 ※参考（第6次総合計画掲載） ・地域協議会の開催回数 308回/年 (H25:281回/年) ・地域協議会について知っている市民の割合（上越市市民の声アンケート） 30.0% (H25:—)	計画内容 (Plan)	・検証会議の検討結果を踏まえ、各種の見直しを検討・実施する。 ・地域協議会の開催を支援する。 ・地域協議会の委員改選に向けて立候補者を増やすための啓発等を行う。	・地域協議会の委員改選を行い、新たな任期のスタートに伴う委員の資質向上に資する研修などに取り組む。 ・地域協議会の開催を支援する。	・地域協議会の開催を支援するほか、委員の資質向上に資する研修などに取り組む。	・地域協議会の開催を支援するほか、委員の資質向上に資する研修などに取り組む。										
(2) 市民活動の促進																					
40	多様な市民活動の促進	【取組主管課等】 ・共生まちづくり課	【現状】 ・市内におけるボランティア活動やNPO活動など市民の自発的な活動を支援・促進する拠点として、平成13年1月にNPO・ボランティアセンターを設立した。 【課題】 ・今後は、NPO・ボランティアセンターの機能を強化し、NPO・ボランティア活動の支援に加え、様々な主体による市民活動の協働を促すことにより、多様な市民活動を一層促進することが必要である。	・NPO・ボランティアセンターの機能強化を通じて、多様な市民活動の活性化を図るとともに、様々な主体による協働を促進する。	—	・多様な市民活動が推進されている状態（地域活動や市民活動に参画する市民の増加など） ※参考（第6次総合計画掲載） ・地域活動や市民活動に参加している市民の割合（上越市市民の声アンケート） 再掲 47.0% (H25:42.5%) ・NPO・ボランティアセンターの市民活動団体の登録団体数 243団体 (H26:231団体)	計画内容 (Plan)	・NPO・ボランティアセンターを拠点とした市民活動に関する情報の受発信や相談窓口機能の強化を図るため、市民活動の実態や課題等の情報を収集・整理するとともに、情報の共有化と可視化に向けた取組を推進する。	・NPO・ボランティアセンターを拠点とした市民活動に関する相談対応や活動支援、多様な主体の連携に向けた取組を実施する。	・NPO・ボランティアセンター等を拠点として、市民活動に関する相談対応や活動支援、多様な主体の連携に向けた取組を実施する。	・NPO・ボランティアセンター等を拠点として、市民活動に関する相談対応や活動支援、多様な主体の連携に向けた取組を実施する。										

大項目	中項目	番号	取組項目	取組主管課等 関係課等	現状と課題	今後の取組方向	関係する 計画等	平成30年度の 到達目標	各年度の取組内容				
									区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
(3) 取組推進のための環境整備													
41	まちづくりの人材育成	【取組主管課等】 ・共生まちづくり課 ・生涯学習推進課・公民館 【関係課等】 ・全ての課等	【現状】 ・これまで様々な主体による地域や公共の課題解決に向けた自発的な取組を促進するため、市民大学や公民館事業などにより、各種のまちづくり活動を担う人材の育成とその支援に取り組んできた。 【課題】 ・今後も地域住民が中心となつたまちづくりを推進するため、人材の育成と支援が必要である。	・行動に向かうための働きかけとして、まちづくりに関連する講座や講習会、講演会等を開催し、まちづくり活動を担う人材の育成を図る。	—	・まちづくりを担う人材が育成され、市民活動が推進されている状態 ※参考（第6次総合計画掲載） ・行動する人づくり事業「元気の出るふるさと講座」受講者数 1,000人/年 (H25:606人/年)	計画内容 (Plan)	・まちづくりを担う人材育成のための講習会等を開催するほか、市民活動団体が実施するまちづくりに関する講座や講演会等の取組を支援する。 [具体的な取組] ・元気の出るふるさと講座	・まちづくりを担う人材育成のための講習会等を開催するほか、市民活動団体が実施するまちづくりに関する講座や講演会等の取組を支援する。 [具体的な取組] ・元気の出るふるさと講座	・まちづくりを担う人材育成のための講習会等を開催するほか、市民活動団体が実施するまちづくりに関する講座や講演会等の取組を支援する。 [具体的な取組] ・元気の出るふるさと講座	・まちづくりを担う人材育成のための講習会等を開催するほか、市民活動団体が実施するまちづくりに関する講座や講演会等の取組を支援する。	[具体的な取組] ・元気の出るふるさと講座	
42	職員の意識向上と体制整備	【取組主管課等】 ・共生まちづくり課 【関係課等】 ・全ての課等	【現状】 ・これまで地域自治や市民活動をより一層進めるため、市民活動や協働に関する府内の情報共有化、職員の意識向上に向けた研修の開催、取組推進のための体制整備を図る。 【課題】 ・今後も地域自治や市民活動を進めるためには、市職員の意識向上と体制整備が必要である。	・市民活動や協働に関する府内の情報共有化、職員の意識向上に向けた研修の開催、取組推進のための体制整備を図る。	—	・市民活動や協働の推進に向けて、職員の意識向上が図られている状態 ※参考 ・研修を受講した職員数：400人（計画期間中）	計画内容 (Plan)	・職員の意識向上を図るために、市民活動や協働に関する職員研修を実施する（年2回、対象者100人）。 ・市民活動や協働に関する全庁的な取組の整理・体制の検討等を行う。	・職員の意識向上を図るために、市民活動や協働に関する職員研修を実施する（年2回、対象者100人）。 ・市民活動や協働に関する全庁的な取組を推進する。	・職員の意識向上を図るために、市民活動や協働に関する職員研修を実施する（年2回、対象者100人）。 ・市民活動や協働に関する全庁的な取組を推進する。	・職員の意識向上を図るために、市民活動や協働に関する職員研修を実施する（年2回、対象者100人）。 ・市民活動や協働に関する全庁的な取組を推進する。		

**第5次上越市行政改革推進計画
(平成27年2月策定)**

発行 新潟県上越市

編集 上越市総務管理部行政改革推進課

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

TEL (025) 526-5111 FAX (025) 526-6111

URL <http://www.city.joetsu.niigata.jp/>